

会計的収益に関する一考察 —— G. J. Staubus 会計理論に寄せて ——

橋 本 武 久

要 旨

昨年わが国の企業会計基準委員会は、収益認識基準案についてパブリックコメントを求め、現在はそれに基づいて議論が行われている。

収益認識問題は古くて新しい問題であり、わが国ではこの問題について包括的な会計基準が開発されてこなかったことから、国内外の企業間の財務諸表の比較可能性や IFRS に代表される世界基準との整合性を確保するために急ピッチで作業が行われている。

本論文では、収益認識の前提となる収益概念について、現代の会計思考に大きな影響を与えてきた G. J. Staubus の収益概念を検討するとともに、今日の収益認識論に対する示唆を得ることを目的としている。

1. はじめに

わが国の会計学に大きな影響を与えた二大潮流としてドイツ会計学とアメリカ会計学を措定することについて大きな異論は存在しないであろう。

戦前から 1970 年代までのわが国会計学研究では、ドイツ会計学が大きな影響を持っていた。それは、間接金融を中心とした金融システムと商法に基づく会計制度の枠組みの理論的支柱となっていたためと考えられる。

しかしながら、戦後、アメリカ型の資本市場をモデルとした会計制度、すなわち 1948 年の証券取引法の創設、1949 年の企業会計原則の設定、そしてこれらを拠り所とした公認会計士監査制度の導入（1951 年）などが進み、ドイツ会計学の地位はアメリカ会計学にとって代われることとなった。

このような大きな変革は一気に進んだわけではない。戦後 20 年以上が過ぎ、会計学の大きなパラダイムシフトが起こった。すなわち、京都産業大学経営学部が創設された前年の 1966 年に、アメリカ会計学会（America Accounting Association；AAA）が、『基礎的会計理論』（A Statement of Basic Accounting Theory；ASOBAT）を公表し、ここで打ち出された利用者志向という会計思考、そして意思決定有用性アプローチという研究手法が、これ以降の会計学研究の方向性を決定づけたといっても過言ではなく、わが国の会計学研究も大いにこの影響を受けて今日に至っているのである。

そのような会計思考の基礎を作り、発展に寄与した代表的研究者が G. J. Staubus（1926-2014）である。本論文では、この Staubus の会計理論、とくにその収益概念から、今日のわが国会計学が直面する大きな課題の一つである収益の認識問題について、Staubus [1954]；[1961] を中心に考察し論じることとする。

2. G. J. Staubus の業績

Staubus は、1954年にシカゴ大学で博士号を取得し、それ以前の1952年から1992年までの40年間、ほぼ一貫してカリフォルニア大学バークレー校（University of California, Berkeley）において研究活動を行った¹⁾。

彼の著作は単著としては以下のものがあげられる。

An accounting concept of revenue, University of Chicago, 1954.

A theory of accounting to investors, University of California Press, 1961.

Activity costing and input-output accounting, R.D. Irwin, 1971.

Making accounting decisions, Scholars Book, 1977.

Activity costing for decisions: cost accounting in the decision usefulness framework, Garland, 1988.

Economic influences on the development of accounting in firms, Garland, 1996.

The decision-usefulness theory of accounting: a limited history, Garland, 1999.

この一覧から明らかなように、Staubusの研究領域は財務会計だけにとどまらず、原価計算にまで広がっているが、その一方で、多くが意思決定（decision）に関するものであることが明らかであり、そしてこれを通して彼の提唱した意思決定有用性アプローチは、投資者のための会計学として、理論と実務に大きな影響を与えたとされ評価が高いのである。

たとえば、桜井 [1980] では、投資者思考会計における評価基準に関する検討から、原価主義と実現主義に基づく情報がどの程度有用であるかについて、Staubusは投資意思決定有用性の観点から再検討し、投資者の要請に適合した改善方法を提起した点で「伝統的会計を投資者思考会計へとより一層発展せしめたもの」（桜井1980、98頁）と評価している。

またこの他、Staubus学説の根幹となる論文としては次のものを示しておく。

“The Residual Equity Point of View in Accounting”, *The Accounting Review*, Vol.XXXIV, No.1, pp.3-13, 1959.

この論文は、貸借対照表の貸方、とくに資本に焦点をあてた会計主体論に属するものであるが、たんにそれにはとどまらず、これ以降の彼の会計理論の根幹をなす残余持分（residual equity）という概念を提唱したものである。

Staubusは残余持分を、資本主義理論を純化させただけのものではなく、投資者思考の会計における

1) Staubusの略歴や研究活動についての概略は、次のサイトを参照。

<http://newsroom.haas.berkeley.edu/memorial-accounting-professor-emeritus-george-j-staubus-known-%E2%80%9Cdecision-usefulness-theory/>（2017年10月30日最終閲覧）

あらゆる会計的概念の基底をなすものとして論じており、以下の議論においてもその中心的概念となるのである²⁾。

3. Staubus 理論における収益概念

Staubus は、当時の会計学研究を見渡して、収益は近代会計学の文献において他との比較においてほとんど注意を受けずにきたが、大学の会計学の講義においては、収益を「いつ」認識するか、そしてそれをどのように「測定」するかという問題に対しては、かなりの注意が払われるとして、収益概念に対する関心の薄さを指摘する。

また、Staubus は、収益概念を研究することの必要性として、割賦販売、贈与の受領、長期建設契約などの履行などで生じる会計士間の見解の不一致、あるいは会計学の文献や損益計算書上の表示の不統一などを上げている。

つまり、Staubus は、収益概念とは「何か」ということにより大きな関心が向けられるならば、「いつ」（収益の認識）や「いくら」（収益の測定）という問題は何らの努力なしに解決すると主張するのである（Staubus1954, pp.1-3）。

こうした問題意識のもとで Staubus は、当時の諸文献において定義された収益概念を、インフロー・アウトフロー基準（inflow-outgo basis）と包括性（comprehensive）の観点から分類する（図表 1）。

図表 1：Staubus による収益概念の分類

		インフロー	アウトゴー
包括性	狭い ↑	Kester Finney and Miller	W. A. Paton Paton and Littleton
		Canning	
		America Accounting Association Dohr	
	↓ 広い	Vatter	

出所：伊丹 [1991]，121 頁をもとに一部修正・加筆。

Staubus は、（最終的には、アウトゴーによる観点を棄却し）インフローについて、「資産－特定持分＝残余持分」の左辺の構成要素の正の変化であるとする（Staubus1954, p.37）。つまり、残余持分の総体的増加こそ収益であると規定するのである³⁾。

ここでいう残余持分とは Staubus 理論の中心となる概念であり、資産から特定持分を差し引いた残額となるが、この特定持分は負債のみならず優先株主をも含むことから、普通株主持分＝残余持

2) その一方で、比較的最近の研究においては、残余持分説が、作成者志向と利用者志向という本来は相反する志向を、全体的に同一性を保とうとしている会計モデルであることから、古典的モデルから意思決定・有用性アプローチへの重点シフトする際の中間に位置する過渡的な会計モデルであると指摘している（梶田 2016, 53 頁）。

3) 伊丹 [1991]，123 頁を参照。

分であり、投資者のための会計にとって有用な基礎的概念とされるのである⁴⁾。

また、Staubusはこの残余持分を中心に据えて収益とは何かを解き明かすために、それぞれ純資産の増減を表す receipt (レシート) と cost (コスト)⁵⁾ という概念を用いて、残余持分の直接的な増減取引を除いて、経済事象を次のように16に分類する。

①両面取引

貨幣価値純資産項目の収入 (貨幣価値レシート)、貨幣価値純資産項目の支出 (貨幣価値コスト)

例：受取手形の回収、債券投資、資金融資、借入金返済

②両面取引

貨幣価値純資産項目の収入 (貨幣価値レシート)、実質価値賞味資産項目の支出 (実質価値コスト)

例：商品販売、サービスの提供 (一時的に資産として考えられるサービスの購入)、販売契約に基づく現金の受領

③両面取引

実質価値純資産項目の収入 (実質価値レシート)、貨幣価値純資産項目の支出 (貨幣価値コスト)

例：商品の掛仕入、備品の現金購入、先物市場における空売りと、買入れによる決済。

④両面取引

実質価値純資産項目の収入 (実質価値レシート)、実質価値純資産項目の支出 (実質価値コスト)

例：建築資材の交換、車両と商品の交換、販売契約に基づいて代金がすでに受け取られている商品の引き渡し。

⑤片面取引

貨幣価値純資産項目の収入 (実質価値レシート)

例：贈与金の受領、(政府の立場から見た) 財産所有者からの税の徴収

⑥片面取引

実質価値純資産項目の収入 (実質価値レシート)

例：不動産の贈与からの受領、個人的サービス提供の受け入れ

⑦片面取引

貨幣価値純資産項目の支出 (貨幣価値コスト)

例：慈善団体への資金提供、(企業の立場から見た) 企業への課税

⑧片面取引

実質価値純資産項目の支出 (実質価値コスト)

4) Staubus [1961], ch.2 (高尾訳 [1986], 第2章)を参照。これについては、伊丹 [1991], 139頁脚注(38)でも検討が行われている。

5) Staubusは、receiptとcostを独自に広義にとらえているようであり、収益や費用などと訳すことに対することには問題がある。この点については、高尾訳 [1986], 60頁訳者注を参照。

例：慈善団体への商品の提供，政府への（従業員の）サービスの提供

⑨片面的で非取引な経済的事象

貨幣価値純資産項目の増加（貨幣価値レシート）

例：資金の偶然の発見

⑩片面的で非取引な経済的事象

実質価値純資産項目の増加（実質価値レシート）

例：企業所有地における石油の偶然の発見，棚卸資産（商品）の市場価格の増加。

⑪片面的で非取引な経済的事象

貨幣価値純資産項目の減少（貨幣価値コスト）

例：盗難による資金の損失

⑫片面的で非取引な経済的事象

実質価値純資産項目の減少（実質価値コスト）

例：火災による保険未加入建造物の損壊，棚卸資産（商品）の市場価格の下落

⑬両面的で非取引な経済的事象

貨幣価値純資産項目の増加（貨幣価値レシート），貨幣価値純資産項目の減少（貨幣価値コスト）

例：貨幣価値資産と貨幣価値持分が存在する期間における貨幣の用益潜在能力の変化

⑭両面的で非取引な経済的事象

貨幣価値純資産項目の増加（貨幣価値レシート），実質価値純資産項目の減少（実質価値コスト）

例：米国政府に販売する金あるいは銀の最終準備段階

⑮両面的で非取引な経済的事象

実質価値純資産項目の増加（実質価値レシート），貨幣価値純資産項目の減少（貨幣価値コスト）

著書からは例を何も上げることができない。

⑯両面的で非取引な経済的事象

実質価値純資産項目の増加（貨幣価値レシート），実質価値純資産項目の減少（実質価値コスト）

例：購入された資材，設備，用役の生産工程への投入

（Staubus1954, pp.54-57）⁶⁾

これらの経済事象を分析し要約すると，①交換（財務），②収益・費用，③交換（仕入），④収益・費用，⑤収益，⑥収益，⑦費用，⑧費用，⑨利益，⑩利益，⑪損失，⑫損失，⑬価格変動，⑭交換，⑮交換，⑯生産活動となり，②，④，⑤，⑥が，収益事象となる（Staubus1954, p.57）⁷⁾。

つまり，Staubus において収益とは，「(1) (a) 顧客からの前受け，あるいは (b) 附随的な実質価

6) 伊丹 [1991], 128-129 頁；長尾 [2008], 28-30 頁を参照。

7) Staubus [1961] では，④に代わって⑯が収益事象とされている。この差については，さらに検討が必要であるが，両文献のちょうど間に発表された Myers [1959] による決定事象論（critical event theory）の影響があるかもしれない。

値特定持分の清算を除いた実質価値コストでのあらゆる取引のレシートであるか、または(2)片面取引におけるあらゆるレシートである。・・・言い換えれば、収益とは(1)貨幣価値コストによる相殺、(2)顧客からの前受け、あるいは(3)附随的実質価値特定持分の清算以外の取引におけるあらゆるレシートである」とされ (Staubus1954, p.62), 残余持分の増加要因であるレシートを中心にその概念を既定しており包括的なものである。

このような Staubus の収益概念が今日の収益認識に関する議論に有用であるか、またその現代的価値があるかどうかは、今後の趨勢を見て判断せねばならないであろう。しかし、(過度な投資者重視という批判もあるが) 現代における投資者重視の観点から、この残余持分概念を基底とした Staubus の収益概念は、「残余持分を増加させるレシート=収益の発生(認識)」とする主張は一定の価値を有すると考えられるのである。

4. 投資者のための2つの報告書

Staubus は、「投資者の観点からは、残余持分の状態に関する正確な情報が彼らにとって優れた情報になる。・・・投資者にとって理想的な会計報告は、すべての持分所有者へのあらゆる将来の資産分配についての予定表であろう」と主張する。そしてこの表は、貸借対照表がもとになるとして、「貸借対照表項目に関する正味の変動の重要性は、その変動の源泉あるいはいくつかの源泉に依拠している。これは、特定の貸借対照表項目の増加減少の報告は、投資者にとって非常に有益なものとなりうることを意味している」(Staubus1954, p.91)として、図表2のようなひな型を示す。

図表 2：HYPOTHETICAL 社における 1954 年度残余持分変動表

減少		増加	
過年度修正額:		1953年12月31日 残高	\$XXX
1949年度分の連邦所得税の修正額	\$XXX	過年度修正額:	
1953年度分の棚卸資産の過剰計上に対する修正額	XXX	1953年度の未回収債権の引当の修正額	\$XXX
残余持分に賦課すべきその他の修正額	XXX	残余持分に加えるべきその他の修正額	XXX
		債権の修正額の合計	\$XXX
		債務の修正額の合計	XXX
		正味過年度修正額	XXX
		1953年12月31日 修正後残高	\$XXX
		価格変動調整額	XXX
	XXX	1953年12月31日 調整後残高	\$XXX
有休工場施設の償却費	\$XXX	費用を上回る収益の超過分	\$XXX
その他の損失	XXX	\$XXX 純貨幣価値持分の価格変動利得	XXX
普通株式への配当		XXX 一般物価水準の増加割合よりも実質価値資産の貨幣価値の増加割合が上回ることに起因する利得	XXX
金庫に保管されている普通株式		XXX 普通株式の追加発行からの収入	XXX
		当期の増加額の合計	\$XXX
		当期の減少額の合計	XXX
		当期の純増加額	\$XXX
当期の減少額の合計	\$XXX	1954年12月31日 残高	\$XXX

出所：Staubus [1954], p.93

そして、「残余持分変動表の当期の部分は、当該年度に発生したあらゆる変化を表すであろう。これらには、総収益と総費用の差額、損失、利得、そして、会計主体と残余持分所有者との取引が含まれる」(Staubus1954, p.94) とする。

ここで注目すべきは利得に関する補足説明である。Staubus は、脚注で「一般的な物価変動が生じる際に含まれるコストとレシートとの差額は、残余持分変動表において『利得』として示される。純貨幣価値持分における純価格水準利得は、物価上昇が仮定されていることを示している。純貨幣価値持分における純価格水準損失は、物価下落しているならば被るであろう」(Staubus1954, p.94, footnote.1) としており、物価変動による利得をも残余持分の変化、すなわちその増分は収益として認識しているのである⁸⁾。

8) 伊丹 [1991] ではこれについて、彼が示した残余持分変動表に言及し、物価変動利得を認識するなど実現概念の拡大が見いだせるとして、これを近代会計理論の枠組みを打破するものであり、また、Staubus は将来キャッシュフロー概念にも言及しているとして ASOBAT や『財務会計概念ステイトメント』に大きな影響を与えたとしている (伊丹 1991, 135 頁)。

次に Staubus は、図表3のような収益費用計算書を例示する。

図表3：収益費用計算書

	製品A	製品B	その他製品	特定の項目に配分できない収益と費用	合計
収益					
製品売上高	\$ XXX	\$ XXX	\$ XXX		\$ XXX
その他収益			XXX	\$ XXX	XXX
収益合計	\$ XXX	\$ XXX	\$ XXX	\$ XXX	\$ XXX
営業費(操業費)					
物理的生産、あるいは販売に対しておおよそ比例的なさまざまな変動費	\$ XXX	\$ XXX	\$ XXX	\$ XXX	\$ XXX
部分的、あるいは不均等に变化する変動費	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
正常な生産の範囲における固定費	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
営業費(操業費)合計	\$ XXX	\$ XXX	\$ XXX	\$ XXX	\$ XXX
残余持分への貢献利益	\$ XXX	\$ XXX	\$ XXX		\$ XXX
所得税					
連邦所得税				\$ XXX	
連邦超過利潤税				XXX	
州所得税				XXX	
外国所得税				XXX	
所得税合計				\$ XXX	
使用資本費用					
その他利息				XXX	
社債利息				XXX	
優先株式に対する配当				XXX	
資本費用合計				\$ XXX	
差引：特定の使用に対して配分される資本費用				XXX	
利子費用				\$ XXX	
未配分費用合計(営業費、税金、および利息)				\$ XXX	\$ XXX
費用に対する収益の超過額					\$ XXX

出所：Staubus [1954], p.95

Staubus は、「1 会計年度中において残余持分に変動をもたらす最大のものは、通常、収益と費用の差額である。この差額はさまざまな種類の収益と費用を表示している個別の計算書が、投資意思決定をするに際して有益な情報を伝達するために役立つので投資者にとって大変興味深いのである」としてその意義を強調しながらも、残余持分計算書の補助的なものであり、必要不可欠なものでもないとし、将来の期における収益と費用の差を予想することに役立つように構成しなければならないとしているのである (Staubus1954, p.94)。

このように両表を通じて求められているのはあくまでも残余財産の変動に関する情報であり、それはむしろ将来の増減に向けられている、つまりは投資意思決定のための予測情報に重点が置かれていることが特徴となっている。

5. 結びに代えて

今日、収益に関する問題、とくにその認識問題はわが国会計学にとって大きな議論の対象となっている。

具体的には、わが国の企業会計基準委員会は、平成29年7月20日から10月20日までの期間、企業会計基準公開草案第61号「収益認識に関する会計基準（案）」および企業会計基準適用指針公開草案第61号「収益認識に関する会計基準の適用指針（案）」を公表し、これらに対するパブリックコメントを求めたのである。

この背景としては、わが国の収益認識基準が企業会計原則によって実現主義によるものと規定されているものの、それ以外に包括的な会計基準がなく、一方、国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board; IASB）や米国財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board; FASB）では収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行ってきたことから、国内外の企業間の財務諸表の比較可能性を高め、日本基準を高品質で国際的に整合性あるものとするのが求められているからである⁹⁾。

本論文では、本来的に収益とは何かという問題意識に立ち返り、現代会計学における基本的な思考と研究手法、すなわち利用者志向という会計思考、そして意思決定有用性アプローチという研究手法の基礎を築いた Staubus 理論における収益概念の検討を行ってきた。

Staubus によれば、収益概念の確立はすなわち収益認識問題の解決であり、それゆえ収益が（彼独特の概念であるが）レシートとコストの正の差額でもって示される残余持分の増加にほかならないと規定すれば、これをもたらす経済事象が発生した時がすなわち収益認識時点になると明確に主張していたのである。また投資意思決定の観点から将来の収益に対する割引現在価値に言及するなど、先駆性豊かなものであり、現代的意義は高いものと判断できるのである。

なおさらに付言すれば、ここで示された収益概念は、たとえ Staubus 理論が現代会計において重要な学説であったにしろ、有力なモデルの一つに過ぎない。しかしながら、前述の通り Staubus は、収益の認識問題を単に時期の問題に求めることなく、残余持分概念を基底として収益概念の確立と結び付けて議論しているのであり、このような姿勢は今日の収益認識論においても十分に考慮されるべきものであろう¹⁰⁾。

9) これに関しては、川西・島田 [2017] を参照。

10) わが国においても、収益の概念規定についての検討は、『財務会計の概念フレームワーク（討議資料）』の中で行われており、「収益とは、純利益または少数株主損益を増加させる項目であり、特定期間の期末までに生じた資産の増加や負債の減少に見合う額のうち、投資のリスクから解放された部分である」（桜井 2017, 72 頁）としている。この定義が十分に受容されているかについてはまだ議論の余地があるように思われ、一般的には「収益とは、純利益を増加させる項目であり、原則として資産の増加や負債の減少を伴って生じるもの」として定義されるに留まっている。また、収益認識問題とともに「負債と資本の区分問題」が議論となっており、こちらの議論においても Staubus の残余持分概念が取り上げられることがあり、この面でも影響力の大きさがうかがい知れるのである。これに関しては、川村

参考文献

- 伊丹 清 [1991] 「ストーバス収益概念の構造」『高知論叢. 社会科学』, 第 42 号, 115-140 頁.
- 金子友裕 [2015] 「ストーバスと意思決定有用性」, 上野清貴編著『会計学説の系譜と理論構築』同文館出版, 143-157 頁.
- 川西昌博・島田謡子 [2017] 「企業会計基準公開草案第 61 号『収益認識に関する会計基準 (案)』等の概要」『企業会計』, 第 89 巻第 11 号, 18-28 頁.
- 梶田龍三 [2016] 「Staubus の会計理論に関する一考察」『会計学研究』(専修大学), 第 42 巻, 33-55 頁.
- 川村義則 [2004] 「負債と資本の区分問題の諸相」『金融研究』, 第 23 巻第 2 号, 73-103 頁.
- 企業会計基準委員会 [2006] 『討議資料財務会計の概念フレームワーク』企業会計基準委員会.
- [2017] 『収益認識に関する会計基準 (案)』企業会計基準委員会.
- 桜井久勝 [1980] 「投資者指向会計における評価基準: ストーバスの所説を中心として」『国民経済雑誌』, 第 141 巻第 6 号, 78-99 頁.
- [2017] 『財務会計学講義 (第 18 版)』中央経済社.
- 長尾則久 [2008] 「投資家の意思決定と会計測定」『鹿児島経済論集』, 第 48 巻第 1・2・3・4 号, 23-41 頁.
- 丹波康太郎 [1959] 「ストーバスの会計における残余持分の見地」『會計』, 第 75 巻第 4 号, 15-29 頁.
- 中村 忠 [1975] 『資本金論 (増補版)』白桃書房.
- R.Mattessich [2008] *Two Hundred Years of Accounting Research*, Routledge.
- J. H. Myers [1959] "The Critical Event and Recognition of Net Profit", *The Accounting Review*, Vol. XXXIV, No. 4, pp. 528-532.
- G. J. Staubus [1954] *An accounting concept of revenue*, University of Chicago (本論文では, 1980 年に Arno Press より発行された版を使用している).
- [1959] "The Residual Equity Point of View in Accounting", *The Accounting Review*, Vol. XXXIV, No.1, pp.3-13.
- [1961] *A theory of accounting to investors*, University of California Press, 1961 (高尾裕二訳 [1986] 『ストーバス 投資者のための会計理論』白桃書房).

関連サイト

<http://newsroom.haas.berkeley.edu/memorial-accounting-professor-emeritus-george-j-staubus-known-%E2%80%9Cdecision-usefulness-theory/>

[2004]などを参照.

A Study of Revenue Recognition

Takehisa HASHIMOTO

ABSTRACT

This research focuses on the concept and recognition of revenue.

G.J. Staubus has had a great influence on modern accounting. His research area is vast, but it has mutual relevance and is consistent. Most researchers independently study the concept and recognition of revenue. But he examines them comprehensively using the residual equity concept.

Currently, Accounting Standards Board of Japan (ASBJ) continues to develop revenue recognition standards. This research will show implications for essential solutions to the issue of revenue recognition through this research.